

令和3年度第3回浦安市男女共同参画推進会議（書面会議）結果

1 書面会議日程

令和4年2月1日（火）書面会議依頼

令和4年2月8日（火）意見提出期限

2 意見提出委員

寺村会長、菅宮副会長、津矢田委員、落合委員、糸委員、清水委員、塩谷委員、荻野委員、亀山委員、鈴木委員、藤森委員、國井委員、

3 議題

(1) 「第3次うらやす男女共同参画プラン」（最終案）について

(2) 「第3次うらやす男女共同参画プラン概要版」（案）について

4 配布資料

【資料1】・第3次うらやす男女共同参画プラン（素案）への主な修正について
・第3次うらやす男女共同参画プラン（最終案）

【資料2】第3次うらやす男女共同参画プラン概要版（案）
別紙「議題に関する意見」

5 主な意見等

(1) 「第3次うらやす男女共同参画プラン」（最終案）について

(委員)

目標値について、数字で出して欲しい。増加、上昇、維持、低減では、取り組み意欲が受け取りにくいです。

項目的に数値設定が難しい分野もあるのかもしれませんが、数値目標があつてこそ次回の改訂版への中期振り返り時点で具体的な総括ができるのではないかなと思います。

(事務局)

「改訂第2次プラン」における成果指標の目標値に対する達成状況をみると、数値上目標を達成したのは、15指標中2指標にとどまり、指標の達成に関して課題を残しました。

成果指数の数値は、取り組みの効果だけでなく、社会情勢によっても変動するため、「第3次プラン」では、国等の目標値を準用するだけでなく、市の計画や制度及び実情を担当部署とヒヤリング及び協議を行った上で、一部数値は設けずに望ましい方向を示しています。なお、成果指標は定期的にデータを調査・精査するとともに、各取り組みに関して毎年度調査を行うことで、「第3次プラン」を推進してまいります。

(委員)

浦安市の現状と課題から市内の「女性労働力率回復が全国平均を下回る」ことと、「根強く残る性別役割分担」は連動しているなど感じます。

令和2年の未だに夫婦の役割分担意識にこんな隔たりがあるのは、ちょっと驚きでした。これも全国平均から隔たりがあるのではないか？要は性別役割分担として家事・育児・介護の負担が圧倒的に妻に偏っている現状で、30代から40代の子育て世帯の女性労働力率が上がるのは難しい。裏を返せばまだ浦安は男性は外で働き女性は家を守るという前時代的な家庭観が守れるだけ、世帯主1馬力の収入で生活していける恵まれた人達が多いと言えるのかもしれない。

(事務局)

「夫は外で働き、妻は家を守ったほうがよいという考え」についての性別役割分担への賛否は、市民の意識は国調査より反対意見が多いなど意識の高い面がみられます。一方で、委員がおっしゃるとおり、女性労働力率回復が全国平均を下回っていると同時に、市民意識調査では、日常生活における夫婦の役割分担も妻に偏っている結果となりました。30代から40代の子育て世帯の女性労働力率を上げるためにも、女性も男性も意識改革を進めるとともに、働きたい・働き続けたい人すべての人が仕事と子育て、介護、社会活動等を両立し、充実した生活を送れるよう環境の整備の推進を図ります。

(委員)

パートナーシップ制度の導入と運用については、手ごたえを感じています。導入後〇ヶ月でとか、〇〇日付け時点でのとかの断り付きで、実績をどこかに入れてもいいと思います。ジェンダーフリーやSDGsの視点に合ってますね。

(事務局)

パートナーシップ宣誓制度につきましては、「改訂第2次プラン」の計画期間中の取り組みであるため、P7(3)「改訂第2次プラン」策定以降の浦安市の取り組みに記載しています。今後も、P41 施策4.性を尊重する意識醸成と制度の運用における取り組みを推進していくことで、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮することができる男女共同参画の実現を図ってまいります。

(委員)

それぞれの取り組みに対して、担当部署が明記されているのもいいですね。確認先の窓口が分かるとともに、責任の所在が明確になります。欲を言えば、1つの「課」だけでなく、問題が関係する複数の課が連携して当たれるともっといいと思います。縦割りの管理体制や責任の所在的には、難しいのでしょうか。

(事務局)

「取り組み」につきましては、主な内容とその担当課を記載しております。委員がおっしゃるとおり、男女共同参画の取り組みは、複数の課と連携することで複合的に成果を生みだし、男女共同参画社会の形成を推進していけるものと考えております。

「第3次プラン」において、P56 施策1.男女共同参画社会実現に向けた取組の推進に、新たに、「男女共同参画推進のための庁内連携」を設けました。プランに掲載している取り組みに限らず、市役所で行う事業に男女共同参画の視点が取り込まれるよう情報の共有や連携を促してまいります。

(委員)

P24の表中の「DV相談対応件数」の目標値「増加」に説明があると良い。P57の「女性のための相談件数」も同様。例：「全相談件数に対し、実際に対応できた件数を増やす。」

(事務局)

市民意識調査では行政等相談先の認知度を見ると「相談先として知っているものがない」が45.2%、DV被害者が相談しなかった理由として、「相談するほどではないと思った(33.0%)」「相談しても無駄だと思った(26.1%)」「我慢すればこのままなんとかやれると思った(20.9%)」が上位に挙げられています。DV被害者には、相談しない・できない人が一定数いると考えられ、そのような隠れた被害者を相談

に結びつけることがまずは肝要と考えます。DVは暴力が表に見えないことでエスカレートし、被害者は相談することをためらい被害が重篤化すると言われています。DV法では、DVを発見した時は通報することとなっています。DVが軽微の段階で相談、通報することによって、被害者救援につながります。DV相談対応件数の目標値「増加」の達成に向け、市民の相談先の認知度を高めるとともに、相談、通報についての意識を高めるよう施策を進めてまいります。

つきましては、P24の表欄外に以下の通り説明の追記を行いました。

・「DV相談対応件数」について

DV相談は、被害者が相談を通して、自立し、自分らしく生きていけるよう支援するものであり、相談対応件数の増加を目標としています。

・「女性のための相談対応件数」について、

女性のための相談は、女性が抱える問題を、相談者が自ら解決し社会の中で活躍できるように支援するものであり、相談対応件数の増加を目標としています。

(委員)

P34 施策2について 能力開発は男女ともに必要なはずですが。女性職員特有の研修があるという意味でしょうか。

(事務局)

この男女共同参画プランは、男女共同参画社会基本法のほか、女性活躍推進法及びDV防止法に基づく法定計画を包含しています、

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）において、女性活躍の推進は、働いている・働きたい女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として行わなければならないとされています。

女性の参画拡大が進んできたとはいえ、分野によっては指導的地位への女性の参画が遅れている現状があります。

「第3次プラン」の中で、市役所においても、女性の登用拡大に向けた指標を設定するとともに、出産・育児期を迎える前または超えてから等において、キャリアアップに必要とされる研修や多様な職務機会の付与を積極的・計画的に進めてまいります。

(委員)

P34 施策3について 「地域活動における女性リーダーを増やすための機運の醸成」とありますが、このような分野にこそ研修が必要であり、「地域活動における女性リーダーを増やすための研修を実施」くらいの積極的関与が必要ではないでしょうか。

(事務局)

「地域活動における女性リーダーを増やすための機運の醸成」は「第3次プラン」の新たな取り組みです。地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、様々な視点を持つ多様な人材が必要です。特に、持続可能な地域社会づくりには、性別で役割が固定化されることなく、男女共同参画の視点、女性の意見を反映することができるよう、男女双方の意識改革等を促すための啓発を行うものです。

なお、地域活動については、任意団体であったり、設置目的や活動の実情に違いがあるため、それらを把握した上で各団体と連携しながら、啓発活動を検討するとともに、P53 施策2. 男女共同参画の理解促進に向けた講座等の実施と連携しながら進めてまいります。

(委員)

P42 特定検診についての評価について

65歳未満の特定検診の受診率が低いのは、職場で検診を受けているためとは考えられないでしょうか。今世代の受診率を上げることが有効であるという、エビデンスがあるでしょうか。

(事務局)

記載している受診率は、市の特定健康診査の対象である国民健康保険に加入している方を母数としており、これらの国民健康保険加入者のうち、市の特定健康検診を受診している方の割合を指しております。職場の特定健康診査の受診については包含していません。

市では、病気が発症し重症化する前に、特定健康診査を受診していただくことで、病気の早期発見・早期治療につなげるとともに、人生100年時代を生涯健康で過ごせるよう、心身の健康管理に取り組んでまいります。

(委員)

体系を改めて眺めてみると、市民の安心・安全のための幅広く、あらゆる場面に関わる壮大で詳細なプランだと思います。

これからの10年、このプランを基に、さまざまな取組みを進めて行くことになるのですね。なんらかの場面で、私自身も利用したり、関わることもあるかと思えます。

コロナの影響でこの2年で世の中が大きく変わったと誰もが感じていると思えます。これからの10年はどうなのでしょう？

今後、このプランは世の中の動きに追いついて行けないかもしれませんし、そのため、5年ではなく、毎年見直しが必要になるかもしれません。

(事務局)

委員のおっしゃるとおり、男女共同参画社会を取り巻く社会情勢が大きく変化しております。今後、プランの変更が生じるような事象があることも考えられますので、P2「3. 計画期間」について、以下の通り修正を行いました。

「第3次プラン」の計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間とし、原則として令和8年度(2026年度)に見直しを行います。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

(2) 第3次うらやす男女共同参画プラン概要版(案)について

(委員)

P3の根強く残る性別役割分担と、コロナ禍による働き方の変化は、浦安市の現状と課題というより、全国的な傾向ではないでしょうか。

(事務局)

委員もおっしゃるとおり、全国的な傾向でもあり、新型コロナウイルス感染拡大により、市民の働き方や意識に大きな変化がありました。

令和2年度に実施した市民意識調査において、同様の傾向がみられ、また、在宅時間が増えた男性における家事・育児などの参加の兆しがみられました。

このようなことから「新たな生活様式」を踏まえた男女共同参画の取組みを推進していきたいと考えております。

(委員)

この概要版を、ぜひ、市民および市内各所で配布して、男女共同参画に関する取組みや考えを知ってもらうようにしたらよいのではないかと思います。どこにどのように配布する予定なのでしょう？

(事務局)

現在のところ、概要版の紙配布は考えておりませんが、データを活用して、広く市民に周知してまいります。

6 その他

(事務局)

今後、「第3プラン」の策定に伴い内容の校閲等を行い製本していきませんが、誤記等の修正は、事務局で行いますので、資料1が完成版でないことをご承知おきくださるようお願い申し上げます。

なお、第11期の男女共同参画推進会議の委員の皆様につきましては、令和4年3月末日で任期満了となります。コロナ禍での第3次男女共同参画プランの策定につきまして、多くの意見を賜り誠にありがとうございました。

今後も、男女共同参画社会の形成にご理解とご協力をお願い申し上げます。